

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年5月1日掲載)

No.4	社会福祉において、人権尊重・保障理念を方向づける日本国憲法の主な条項は何か。
解答	<p>・人権は「侵すことのできない永久の権利」(日本国憲法第11条「基本的人権の保障」、第97条「最高法規としての憲法」)であり、原則として公権力によって侵害されない。</p> <p>・社会福祉関係法令の基本は第25条の「生存権」(20世紀以降の国家に積極的な施策を行うことを請求する社会権)であるが、それに関連して第13条「幸福追求権」(特に憲法に規定のない「新しい人権」の根拠となる一般的かつ包括的基本権)、第14条「平等権」(不合理な差別は許されないが、合理的な区別は平等違反とされない)、第89条「公私分離原則」(前段:憲法第20条の政教分離原則を財政面から担保、後段:公費濫用を防止)なども重要である。人権規定は、参政権・社会権等を除いて外国人にも適用される。なお、現在、社会福祉関係法令の国籍要件は撤廃されているが、生活保護法は外国人への適用を原則除外している。</p>

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.